税に関する大切なお知らせ

納期限を過ぎると延滞金がかかります

督促状を発送します

市税などが納期限内に納付されない場合、納期限から20日後に督促状を発送します。また、督促状を発送した日から10日後までに納付されない場合は、財産の差し押えを受けることになりますので早めに納付してください。「納付したのに督促状が来た」と問い合わせがありますが、これは市税などを金融機関や郵便局などで納付後、市で確認が取れるまでに1週間程度の期間を要するためです。このようなことを防ぐためにも、納期限内の納付をお願いします。

やむを得ない理由で納期限内に納付ができないときや納付書が見当たらないとき、課税の内容が分からないときなどは、放置せずに必ずご相談ください。

延滞金がかかります

市税などが納期限を過ぎても納付されない場合、納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。本来ならば支払う必要のないお金ですが、納期内に納付した人との公平を保つため、市では災害などの特別な事由を除いて、延滞金の免除は行いません。必ず納期限内の納付をお願いします。「うっかり忘れていた」という場合でも延滞金は支払わなければなりません。

納税は国民の義務です

日本国憲法第30条に納税の義務が定められています。税金は国民の皆さんで公平に負担すべきものです。

滞納処分を行います

滞納を放置すると、延滞金が加算されるだけではありません。国税徴収法に基づく財産調査や住居などの捜索により、発見した預貯金、給与、生命保険、不動産、動産などの差し押えを行い、金銭に換えて滞納税に充当します。

今後も市では毅然（きぜん）とした態度で滞納処分に取り組みます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▲自動車も差し押えの対象です

問い合わせ　市収納課☎43・8119

事業所得や不動産所得のある人へ

事業所得や不動産所得がある人は、収支の記帳義務があります。確定申告や市県民税申告を行う際に、市の申告会場では、収支内訳書（青色申告は決算書）が作成済みでないと受け付けできません。

市では、白色申告の人を対象に、帳簿から収支内訳書を作成する初心者向けの講習会を開催します。参加は無料で、予約が必要です。

日時　12月2日（水）午後2時30分～午後4時、12月10日（木）午前10時～午前11時30分　※各回とも同じ内容

場所　市役所別館大ホール

定員　先着25人

受付期限　各開催日前日の午後5時　※来場の際は、マスクの着用・手指の消毒をお願いします

受付、問い合わせ　市税務課☎43・8117

事業所の皆さんは償却資産の申告が必要です

償却資産とは、土地、家屋、自動車以外の事業用資産のことです。所得税または法人税の計算税務会計上では減価償却の対象としている資産を指し、固定資産税の課税対象になります。

対象　毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産がある個人事業主および法人

申告書の配布　市公式ホームページから入手するか、市税務課にお問い合わせください。独自様式を使用しても構いません

受付期限　令和3年2月1日（月）※新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等を対象とした固定資産税の軽減措置に関する申告書の受付も、同じ期限です。軽減措置に関する詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください

受付、問い合わせ　市税務課☎43・8118

法務局での相続登記が済んでいない人へ

不動産の固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日時点で、不動産の登記名義人である所有者です。所有者が死亡した場合、所有権移転登記が済むまでは、法定相続人が納税義務者となり、複数いる場合は、相続人は連帯して納税義務を負います。

今年中に相続登記ができない場合は、相続人の中から納税通知書などを受け取る代表者を1人定め、令和3年2月1日（月）までに「固定資産税納税義務者及び相続人代表者届出書」を提出してください。様式は市公式ホームページから入手できる他、市税務課窓口で配布します。

受付、問い合わせ　市税務課☎43・8118

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう　相手の気持ち　未来へつなごう　違いを認め合う心～

ストップ！コロナ差別！新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくそう！

問い合わせ　市人権政策課☎43・8129

12月4日～12月10日は人権週間

基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が国連で採択されてから、今年で72年を迎えます。採択された12月10日を「人権デー」と定めて人権思想の啓発のための行事を実施するように呼び掛けられました。

日本では、1949年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権意識の高揚を呼び掛けています。また、市では人権講演会をはじめとするさまざまな啓発活動を行います。

▲昨年度講演した西日本新聞社の坂本信博さん

県内一斉無料電話相談

いじめや差別などについて、無料で相談できます。

日時　12月6日（日）午前9時～午後5時

相談先　☎0120・307・405

人権ポスター展

市内外の小・中学校、高校の児童・生徒の人権ポスターや「男女がともに歩む」一行詩表彰作品を展示します。

期間　12月4日（金）～12月10日（木）　※12月7日（月）を除く

場所　市中央公民館

▲昨年度の人権ポスター展

街頭啓発活動

人権週間に先立ち「街頭啓発」と人権講演会の開催を伝える広報車による宣伝活動を行います。皆さんには、市内の中学生が考えた人権標語が印刷された除菌ウェットティッシュを配布しながら、命の尊厳や人権の大切さを訴えます。

日程　12月1日（火）

場所と時間　①JR福間駅、午前7時30分～　②ルミエール福津店、午後1時30分～

人権学習会

ひまわりは、人権の花として定められています。今年度も、ひまわりを育てることを通して「いのち」や「なかま」の大切さを学んでもらうために、双葉花見が丘保育園と津屋崎保育園、福間南小学校で「人権の花運動」に取り組みました。

人権擁護委員と一緒に、人への優しさや思いやりについて学びました。

▲福間南小学校での人権学習会

人権作文集の作成

市内の小・中学校の児童・生徒や、近隣の高校生が作成した人権作文、人権標語、ポスターを掲載した人権作文集を作成しています。完成後は、各自治会、公共施設、小・中学校、高校などに配布します。ぜひご覧ください。